

第4章 安全衛生管理体制と作業間の連絡調整等の指針の内容

ここでは製造業元方指針の構成に沿って、主に製造事業場構内の元方事業者と関係請負人との連絡調整他の情報共有と連携に関する観点から、事業場の総合的な安全衛生管理のための規範となる製造業元方指針各事項の概要説明を行う。(第3章で述べた事項は除く)

なおリスクアセスメント、安全衛生教育、パトロール(作業場所の巡視)に関する詳細説明はそれぞれ第5章、第6章、第7章で行う。

4. 1 事業場構内の総合的な安全衛生管理体制

4. 1. 1 各事業者間の横断的な安全衛生管理体制(元方事業者による統括管理)

自動車・自動車部品製造会社の事業場構内において、一の場所で常時50人以上の労働者が作業をする場合は、作業間の連絡調整等の事項を統括管理する者を選任し、当該事項を統括管理させることが必要となる。

なお、ここでいう統括管理は、事業者間の「横の管理」であり、各事業場内でそれぞれ総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、産業医、安全・衛生委員会等を設置して行う「縦の管理」とは区別する必要がある。元方事業者、関係請負人ともにそれぞれの事業場の「縦の管理」を適切に行うことが基本であり、その上で元方事業者を中心に「横の管理」が行われることになる。

(1) 製造業の操業および日常保全等の安全衛生管理体制

第3章で述べたように、製造業に対して、平成17年の安衛法改正により、元方事業者による一の場所の作業間の連絡調整の措置と、その他必要な措置が法的に義務づけられた。

これに伴い策定された「製造業元方指針」では以下が規定された。

作業間の連絡調整等を統括管理する者の選任等：

総合的な安全衛生管理体制の確立のため、元方事業者の事業場全体の労働者の数(元方事業者の派遣労働者を含む労働者及び関係請負人の労働者を合わせた労働者数)が常時50人以上である場合は、

- ① 元方事業者は、「作業間の連絡調整等を統括管理する者」を選任し、連絡調整等を統括管理させること(指針第2の1の(1))、
 - ② 関係請負人は、「元方事業者との連絡等を行う責任者」を選任し、元方事業者の「作業間の連絡調整等を統括管理する者」との連絡その他労働災害を防止するために必要な事項を実施させること(指針第3の1)、
- とされている。

ここで「連絡調整等」は単に連絡調整事項だけでなく、指針(全体構成は図3.1.2-1参照)に示されたその他の「協議を行う場」、「巡視」、「教育」等の事項をすべて含めた「総合的な安全衛生管理」の実施事項を指している。

以上を自動車製造会社と請負会社の例で図示すると下図 4.1 となる。

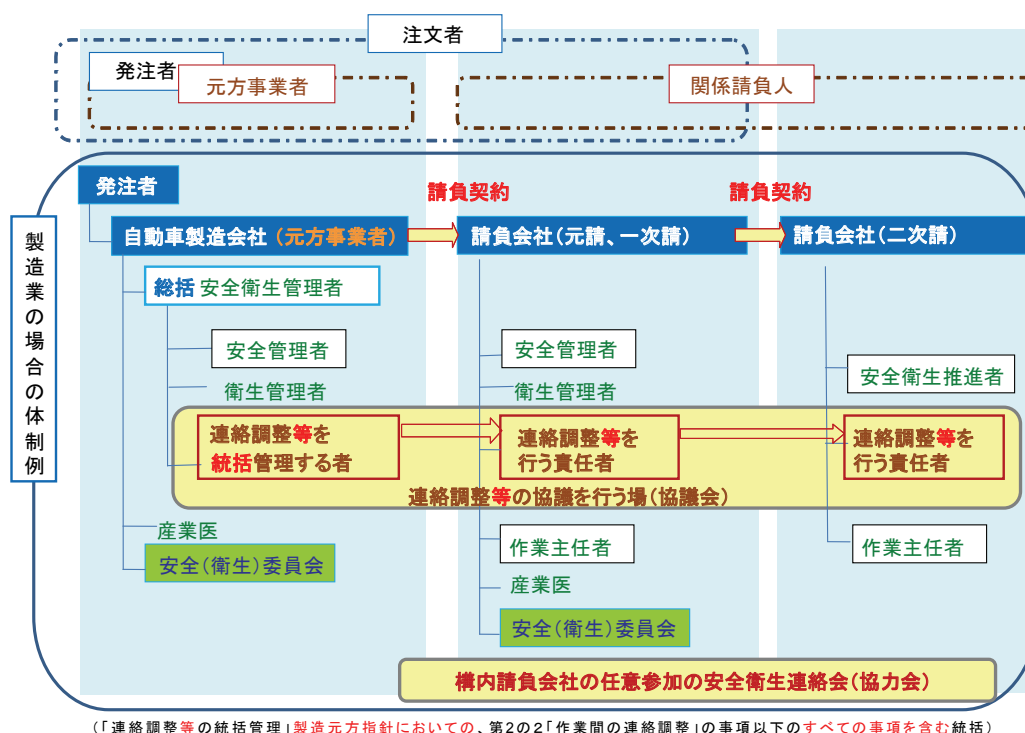


図 4. 1 事業者毎縦割と事業者間横断の安全衛生管理体制

なお、上図 4.1 で構内請負会社の任意団体の「協力会」は同じ事業者間横断の組織ではあるが、混在作業の連絡調整等の「協議会」とは趣旨・目的が本質的に異なる。(4.3.2 参照)

(2) ラインの新設など建設工事等(独立建設工事)の安全衛生管理体制との関係

前項(1)の製造業の統括管理の体制は、建設業での管理体制の考え方に準じて製造業元方指針で規定されたもので、事業場の総合的な安全衛生管理のために連絡調整だけでなくそれ以外の各事項を統括管理する者を選任し統括管理させることとしている。

一方、独立建設工事(3.2.2(2)参照)の場合は特定事業(建設業及び造船業)となり、特定元方事業者(元請けのゼネコン等)による管理が必要となる。この場合には安衛法第5条及び第15条に基づき法定の「統括安全衛生責任者」等の選任及び届出の義務がある。

この両者の一の場所の混在作業の統括管理の体制の違いを下図 4.2 に対応させて例示するが、いずれの体制も一の場所で混在作業となる元方事業者と関係請負人の労働者の合計人数が一定規模以上(常時50人以上)の例である。

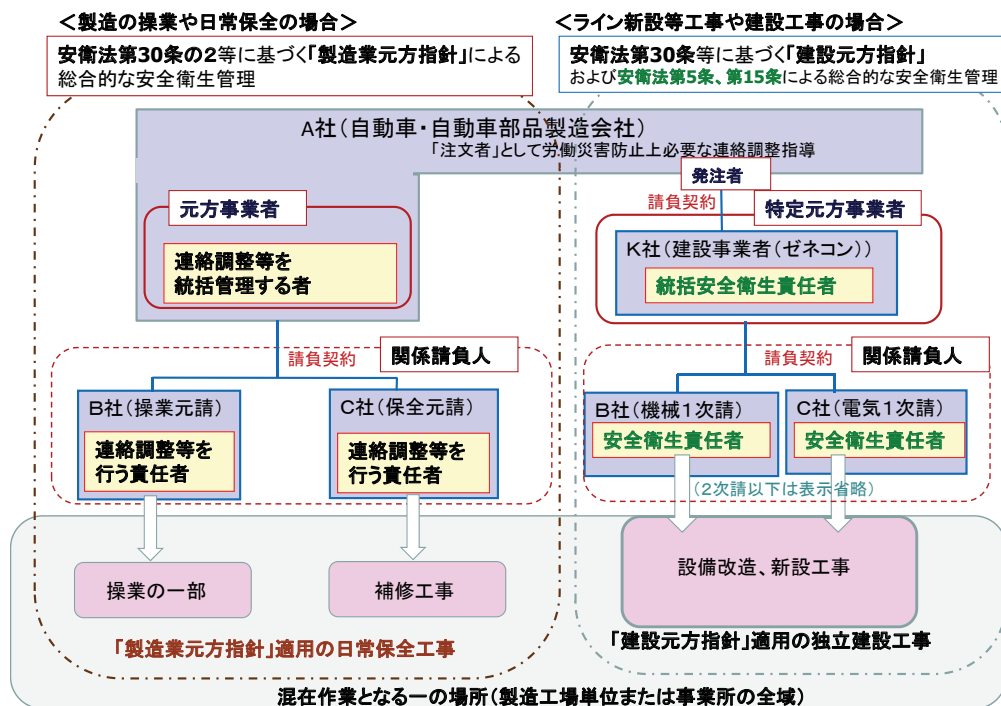


図4. 2 製造業と建設業（造船を含む）の横断的統括管理体制の違い

(3) 製造業の体制と建設業の体制の接点について

3.2.3(2)で述べたように、ラインの新設などの設備建設工事等の場合で、製造現場と隔離して独立した建設業の仕事とし、自動車・自動車部品製造会社は外部の専門事業者（建設業ゼネコンや設備製造メーカーなど）に仕事の全部を発注し、自らは設計監理のみでその工事の仕事を行わない場合は、自動車・自動車部品製造会社は注文者としての義務は負うが元方事業者とはならない。

この独立建設工事の特定元方事業者による統括安全管理体制は、発注者である自動車・自動車部品製造会社の事業場構内の一部を他と隔離した形で一の場所とする統括管理体制であるが、その場合であっても、電気系統の処置やロックアウト（ある作業員が設備の動力源を遮断した際に、他の作業員が誤ってそれを解除できないような操作キーをロックする仕組み）などについては、設備の管理権原を持つ自動車・自動車部品製造会社が責任を持って管理した上で、着工前に自ら必要な措置を行うか、又は請負会社が必要な措置を確実に実行できるよう情報提供を行い、工事の安全を確保する必要がある。

なお、ゼネコン等が特定元方事業者となり統括管理体制を敷いている期間中に、その同じ場所に自動車・自動車部品製造会社が自らの労働者とその作業場に立ち入らせ、清掃や関連する保全等の作業を行わせる場合には、特定元方事業者であるゼネコン等は、自動車・自動車部品製造会社の労働者も統括管理に服するように自動車・自動車部品製造会社に要請する等適切な措置を取る必要がある（関連通達：S40.10.13基収第5917号）。

自動車・自動車部品製造会社は建設業者と連絡・調整の上、作業を行うのが実態であるとしても、その前提として、ゼネコンの一元的な統括管理の下で作業を行うことが安全管理上必要

である。

4. 1. 2 総合的な安全衛生管理体制の確立及び計画的な実施

製造業元方指針の元方事業者が実施すべき事項の冒頭に「総合的な安全衛生管理のための体制の確立及び計画的な実施」が示され、(1) 事業場全体での労働者数が50人以上の場合の作業間の連絡調整等を統括管理する者の選任と、(2)安全衛生に関する計画の作成及び実施が掲げられている。

(1) 連絡調整等を統括管理する者等の選任の仕方

製造業では安衛法上は「作業間の連絡調整等を統括管理する者」(4.1.1(1)参照)の法的な職位名称や資格は規定されていないが、建設業では安衛法第15条で「統括安全衛生責任者」の選任し、当該場所においてその事業の実施を統括管理する者をもって充てなければならないとの規定がある。

1) 定常的な操業における作業を統括管理する者の選任

製造業の場合も同様に、「一の場所」においてこの事業の実施について実質的に全体を統括し、安衛法第30条の2に定められた事項を実施する権限と責任を有する者となる。

このことから、自動車・自動車部品製造会社のひとつの事業所全域を統括管理の対象とする場合は、原則的には事業所の元方事業者の代表者である事業所長ということになる。但し実務は、製造部門やエネルギー環境部門の責任者である部長や課長等に権限委譲し、任せることも良い。

ここで「連絡調整等を統括する者」となる事業所長は、一般に、自動車・自動車部品製造会社内の「統括安全衛生管理者」でもあるが、4.1.1に示すように両者の役割責任は基本的に別のものである。

同様に、各製造工程の工場全域を統括管理の対象とする場合は工場長が、ひとつのラインを統括管理の対象とする場合は、ライン長が「統括管理する者」となる。

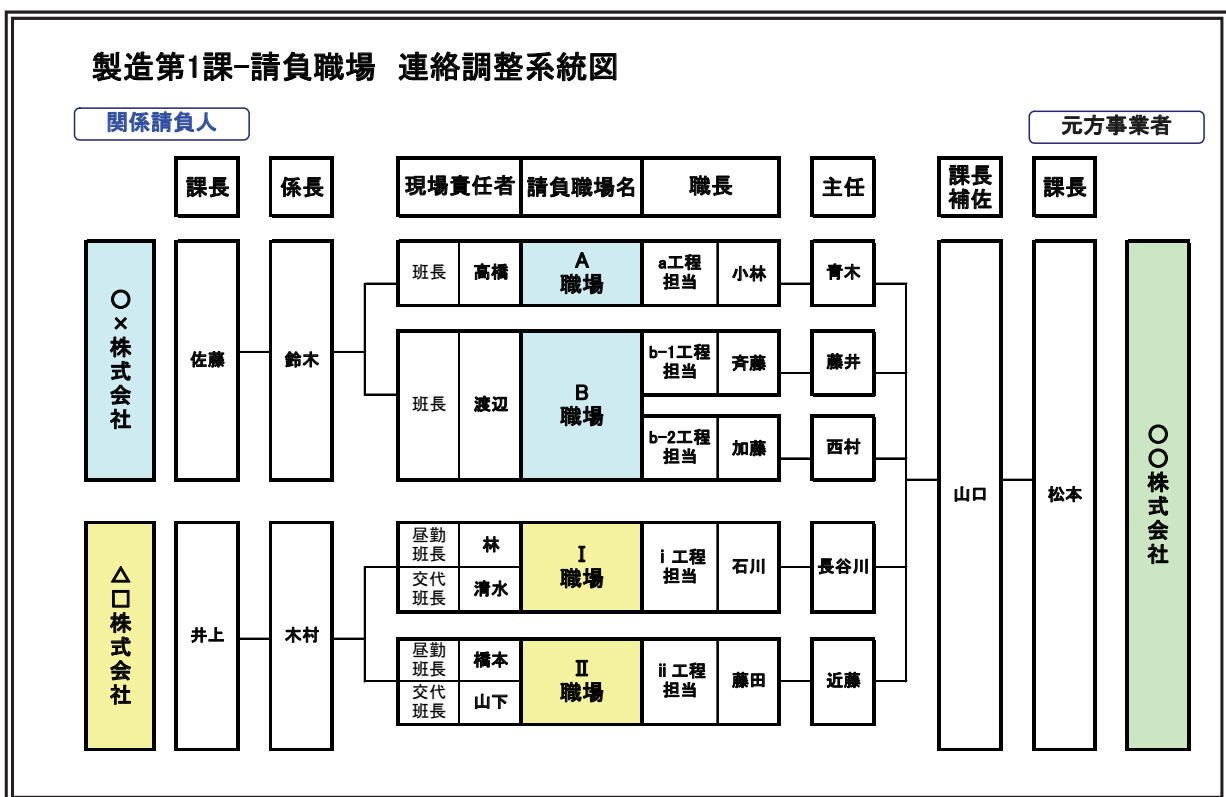
なお、エリア単位の作業の連絡調整管理が現場で常時実際にできる者という点では、上記で述べた体制の下で、係長等を「その作業場の連絡調整等を担当する者」に選任し、全体の連絡調整等を統括管理する者の指導・指示に従うようにさせることも現実的な方法である。

一方、元方事業者の事業場構内で自動車製造の一部を担う請負会社は、請負った自動車製造の作業場の代表者を「連絡調整等を行う責任者」に選任し、上記の「連絡調整等を統括する者」と連携することとなる。

事例4.1には、元方事業者の連絡調整等を担当する者にバッジや腕章を着用させ、また関係請負人の連絡調整等を行う責任者には他の作業者と違う帽子を付けさせることによって、それぞれの担当者の見える化を行っている例を、事例4.2には、職場ごとに連絡調整等を担当する者を選任している場合の連絡調整系統図の例を示す。



事例4. 1 バッジ、腕章、帽子による連絡調整の担当者の見える化



事例4. 2 連絡調整系統図の例

2) 非定期的な保全等作業を統括管理する者の選任

しかし、自動車・自動車部品製造会社が製造工程の工場内で日常保全やライン組み換え工事等の非定期的な作業の一部を請負に出して、自らも施工管理や作業をする場合は、事業場全体ではなく、各作業が安全上相関連するエリアとして該当製造工程の工場を一の場所ととらえた横断的な安全管理をすることにより。

この非定期作業の場合、労働者の数が50人以下であっても、混在作業による労働災害防止のため連絡調整等を統括管理する者を選任することが望ましく、その工事の実施を管轄する元方事業者の自動車・自動車部品製造会社は保全部門や製造部門の管理者を統括管理する者として選任するとよい。

(2) 安全衛生計画の策定の仕方

製造業では、製造業元方指針で元方事業者が実施すべき事業場全体の総合的な安全衛生管理の計画的な実施の一環として安全衛生計画を以下で規定している。

安全衛生に関する計画の作成及び実施：

元方事業者は、労働災害防止対策として実施すべき主要な事項（関係請負人に対して実施する事項を含む）を定めた安全衛生に関する計画（以下「安全衛生計画」という）を作成し、関係請負人に周知させること。また安全衛生計画に沿って労働災害防止対策を実施すること。

なお、建設業及び造船業では、安衛法第30条（特定元方事業者が講ずべき措置）第1項第5号により、「仕事の工程に関する計画および作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成」が義務付けられている。

1) 定常的な操業における作業の場合の安全衛生計画

元方事業者である自動車・自動車部品製造会社が、事業場全域で定常的に行われる操業の一部を他に請け負わせているような場合等は、一般に自動車・自動車部品製造会社の年間安全衛生計画の中で、請負会社との間で混在作業による労働災害防止のための安全衛生計画も織り込み、請負会社に定期的な協議会で周知し指導する方法もある。

<p>○×株式会社 △□工場 20011年安全衛生計画 第1版 2011年1月1日</p>		<p>安全衛生方針 安全衛生の確保は企業の社会的責任です。△□工場では、「人尊重重（人命尊重+人間性尊重）」ならびに「健康第一」を旨とし、労働災害の未然防止、心と体の健康維持増進、健全な職場環境の形成を図ります。また、労働安全衛生に関する法令及び当社規程を遵守するとともに、労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）の周知徹底により、従業員全員の参加で安全衛生活動を推進することを宣言します。 2011年1月1日 総括安全衛生管理者 ●●●●</p>		<p>2011年安全衛生目標（人数）</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">1</th> <th rowspan="2">安全</th> <th rowspan="2">重大・休業災害 不休業災害 参考（軽傷）</th> <th colspan="12">2011年安全衛生目標（人数）</th> </tr> <tr> <th>2011目標</th> <th>10目標</th> <th>10実績</th> <th>09実績</th> <th colspan="8"></th> </tr> <tr> <td>2</td> <td>衛生</td> <td>長欠者数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>通勤災害</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>*2010年11月末現在</p>												1	安全	重大・休業災害 不休業災害 参考（軽傷）	2011年安全衛生目標（人数）												2011目標	10目標	10実績	09実績									2	衛生	長欠者数																						3	通勤災害																						
1	安全	重大・休業災害 不休業災害 参考（軽傷）	2011年安全衛生目標（人数）																																																																																							
			2011目標	10目標	10実績	09実績																																																																																				
2	衛生	長欠者数																																																																																								
3	通勤災害																																																																																									
前年の概要	重点実施項目	将来のあるべき姿	2011年実施目標	実施部門	フォロー部門	上段：計画 / 下段：実績																																																																																				
<p>前年活動の評価と反省</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10年度に初めて事故職を含めた全従業員が「職場自主評価」を2回実施した。これにより、管理職の安全衛生活動の知識が深まった。 ・4日以上の傷病休業日数が3割程度増加した。メンタル不全の長期休業の影響が大きく、繰返し早期ケアを訴えていく。 	(1) 労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）の運用	従業員全員がOSHMSを理解し、システムを活用により、全員参加で安全衛生活動を推進する。	①システム各級管理者は役割に応じて活動を推進する。②職場の従業員にシステムの趣旨を教育し周知する。	全部門	安全保健課	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																																																																									
<p>災害発生状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働災害では、目標こそ達成できなかったが09年に比べ災害件数を低減できた。 ・通勤災害は昨年より増加した。業務外ではあるが交通死亡事故が発生し、交通事故防止を強く訴えていく。 	(2) リスクアセスメントの定着	リスクアセスメントを繰り返して行い、職場の本質安全化を実現する。	①リスクアセスメントの職場リーダーを養成する。②年2回リスクアセスメントを実施する。③新任班長全員に職場改善を実施させる。	①全部門 ②生産部門	安全保健課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																									
<p>リスクアセスメントの実施状況</p> <p>年2回の全職場長によるRAを始め、災害発生職場でのRA、新任班長によるRA、設備安全評価チームのRAの定着してきた。繰返しRAを行いリスクを低減する。</p>	(3) 職場自主評価活動の徹底	職場自主評価活動により、安全衛生活動の重要項目を漏れなく計画的に実施する。	職場自主評価を全職場で実施し、評価点を前回実施からポイント（全職場の平均）改善する。	全部門	安全保健課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																									
<p>メンタル不全の予防と早期ケア</p> <p>声掛けの励行(6)で対話を密にし、メンタル不全者を早期発見して適切に対応するとともに、過度なストレスで風通しがよく明るく活気のある職場を作る。</p>	(4) 重大災害の撲滅	フォークリフト、動力運搬車、重荷物取扱、砥石搬送等の災害防止対策を徹底し、重大災害を撲滅する。	重点職場を他部門の関係者も参加し、パトロールと技術交流で管理レベルを向上させる。	生産部門	安全保健課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																									
<p>新・職場自主評価の実施状況</p> <p>6月・11月に実施し全職長254名が参画し大きく改善が見られる。2回目以降に改善が見られる。</p>	(5) 安全教育の実施	危険体感教育・安全教育の充実で全員の危険体感性を高め、労働災害と交通災害を未然に防止する。	①訓練体感教育を振り返り教育で体感教育を実施する。②交通安全の職場啓発で交通労働災害・通勤災害を撲滅する。	①安全保健課 ②全部門	安全保健課 保安課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																									
	(6) 相互注意できる明るい職場づくり	リスクアセスメントや5S活動等の実施に不可欠なコミュニケーションを密にし、声掛けの励行(6)で相互注意し合える明るい職場をつくる。	年2回、全員参加のKSKY・ヒヤリハットの聴察活動を実施する。 ①強化月間における励行(6)を推進する。②適宜、職場指導を強化する。	全部門	安全保健課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																								
	(7) 作業環境の改善と快適職場づくり	健康障害の防止、職業性疾患の予防のため、作業環境の第2・第3管理区分等を計画的に改善するとともに、健康の保持増進のため快適職場づくりを推進し、職場環境を快適化する。	①衛生トートで作業環境の問題点を指摘・改善し、好事例を水平展開する。②局所排気装置の適切な使用を指導する。 工場一改善の年間計画および具体的な改善計画の作成と実施で快適職場づくりの着実な実効を推進する。	安全保健課 生産部門	安全保健課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																								
	(8) メンタル不全の予防と早期ケア	声掛けの励行(6)で対話を密にし、メンタル不全者を早期発見して適切に対応するとともに、過度なストレスで風通しがよく明るく活気のある職場を作る。	メンタルヘルスに関するラインケアおよびセルフケア教育を継続実施し、「気づき・声掛け・繋ぎ」を定着させる。 長時間労働者への面談による体調確認と必要に応じた職場改善指導を行なう。	全部門	安全保健課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																								
	(9) 生活習慣病、特にメタボリックシンドローム対策の強化	特定保健指導と連携をとり、健康ハイクラス者（肥満・脂質異常・高血圧・糖尿・喫煙）への健康指導を強化し、健康の保持・増進を図る。	①節目の健康教育を継続実施する。②未受診者への健康相談を行う。 ③特定保健指導対象者が申し出た時は必ず指導を受けさせる。④健康指導・健康相談を推進する。	安全保健課 全部門	安全保健課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																								
	(10) 関係・協力会社への支援強化	関係・協力会社に対する支援の強化で安全衛生を確保する。	関係会社への支援ならびに構内協力事業所安全衛生協議会の活動を充実し、教育・研修を推進する。	関係会社 協力会社	安全保健課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																								

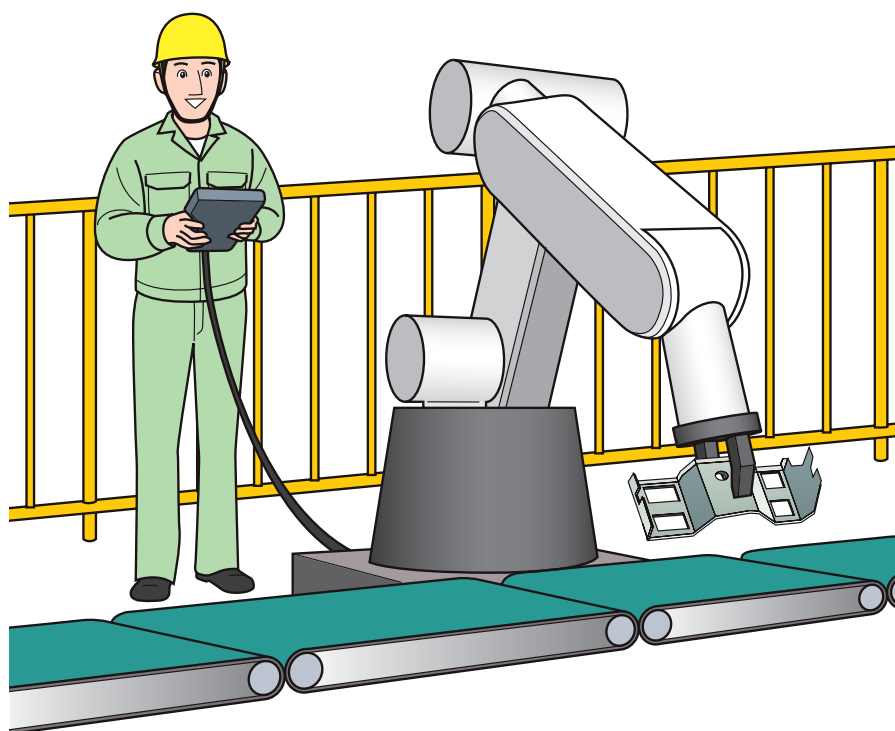
※ゴシックの表記は本年の新しい記述を示す

事例4.3 年間安全衛生管理計画の例

2) 非定常的な保全等作業の場合の安全衛生計画

一方、自動車・自動車部品製造会社が製造工程の工場内で日常保全やライン組み換え工事等の非定常的な作業の一部を請負に出して、施工管理や自らも作業をする場合は、その非定常作業に固有の個別具体的な安全衛生計画を作成し、随時開催の協議会（工事打合会議等）で関係請負人に周知し指導することとなる。

この場合、自動車・自動車部品製造会社の要求仕様に基づき、請け負った工事業者が施工計画書や作業連絡票等を作成し、元方事業者の自動車・自動車部品製造会社がその工事を行う製造工程工場での他作業との関連性を把握し、作業間の連絡調整（次項以下）を行った上で、安全上留意すべき点などを記載し是正したものがここで言う安全衛生計画書に該当すると考えて良い。



4. 2 作業間の連絡調整の実施

4. 2. 1 作業間の連絡調整とは

作業間の連絡調整の実施は元方事業者と関係請負人の責務であるが、その実施の手順については以下の通達（平成 18 年 2 月 24 日 基発第 0224003 号）がある。

安衛法第 30 条の 2 第 1 項の「作業間の連絡及び調整」とは、混在作業による労働災害を防止するために、次に掲げる一連の事項の実施等により行うものであること。

- ① 各関係請負人が行う作業についての段取りの把握
- ② 混在作業による労働災害を防止するための段取りの調整
- ③ ②の調整を行った後における当該段取りの各関係請負人への指示

また製造業元方指針では作業間の連絡調整を以下のように具体的に例示している。

作業間の連絡調整の具体的な内容は、混在作業の内容に応じ異なるが、次の表の左欄に掲げる場合には、同表の右欄に定める措置を講じること。

また、作業間の連絡調整の具体的な実施は、作業発注時にあらかじめ作業指示書に具体的な実施事項を記載した上で関係請負人に通知する、現場における作業開始前の打合せにおいて関係請負人に指示する等の方法によること。

ア 一の作業に用いられる一連の機械等について、ある関係請負人が運転を、別の関係請負人が点検等を行う場合	それぞれの作業の開始又は終了に係る連絡、作業を行う時間帯の制限等の措置
イ 複数の関係請負人がそれぞれ車両系荷役運搬機械等を用いた荷の運搬等の作業を行う場合	作業経路の制限、作業を行う時間帯の制限等の措置
ウ ある関係請負人が溶鉋等の高熱溶融物の運搬等周囲に火災等の危険を及ぼす作業を、別の関係請負人がその周囲で別の作業を行う場合	周囲での作業に係る範囲の制限等の措置
エ ある関係請負人が有機溶剤を用いた塗装作業を、別の関係請負人が溶接作業を行う場合	通風又は換気、防爆構造による電気機械器具の使用等についての指導、作業を行う時間帯の制限等の措置
オ ある関係請負人が物体の落下を伴うおそれのある作業を、別の関係請負人がその下の場所で別の作業を行う場合	落下防止措置に関する指導、物体の落下のおそれがある場所への立入り禁止又は当該場所で作業を行う時間帯の制限等の措置
カ ある関係請負人が別の関係請負人も使用する通路等に設けられた手すりを取り外す場合、設備の安全装置を解除する場合等	その旨の別の関係請負人への連絡、必要な災害防止措置についての指導等の措置
キ ある関係請負人が化学設備を開放し、当該化学設備の内部に立ち入って修理を、別の関係請負人がその周囲で別の作業を行う場合	化学物質等の漏洩防止に関する指導、作業を行う時間帯の制限、法第 31 条の 2 の化学物質等の危険性及び有害性等に関する情報の提供等の措置
ク その他、元方事業者と関係請負人及び関係請負人相互が混在作業を行う場合	当該混在作業によって生ずる労働災害の防止を図るために必要な措置